

改正された事業承継税制の5つのポイント

ポイントその1 対象株式数上限等の撤廃

現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、贈与・相続税の納税猶予割合は80%。そのため、実際に猶予される額は全体の約53%にとどまる。



改正制度

- ・対象株式数の上限を撤廃し **議決権株式の全てを猶予対象**とする。
- ・**猶予割合を100%**に拡大。
⇒事業承継に係る金銭負担は**ゼロ**

ポイントその2 対象者の拡充

現行制度

一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象。



改正制度

親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者（最大3人）**への承継も対象

ポイントその3 経営環境変化に応じた減免

現行制度

後継者が自主廃業・売却を行う際、事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消しとなった場合、その贈与税額・相続税額を納税する必要あり



改正制度

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に**納税額を再計算**し、減免可能 ⇒**将来不安を軽減**

ポイントその4 雇用要件の実質的撤廃

現行制度

5年間の雇用平均が8割未達の場合、猶予された税額を全額納付



改正制度

5年間の雇用平均が8割未達でも**猶予は継続**
※理由報告が必要

ポイントその5 相続時精算課税制度の適用範囲拡大

現行制度

60歳以上の父母又は祖父母から直系卑属である20歳以上の後継者への贈与のみ対象



改正制度

現行制度に加え、60歳以上の贈与者から**直系卑属ではない20歳以上の後継者（最大3人）**への贈与も対象

※事業承継に係る納税猶予を受けるには、県に申請書を提出し、認定を受ける必要があります。
また申請書には商工会等認定支援機関の指導及び助言記載が必要となります。